

優秀運転者顕章（金、銀各十字章） 候補者の推薦について

公益社団法人全日本トラック協会では、優秀な運転者に対し優秀運転者顕章（金・銀十字章）を贈呈しています。下記規程に該当する方を別紙推薦書に、必要事項を全て正確にご記入の上ご推薦下さい。また、ご推薦いただいた候補者の情報（個人情報）については、全ト協個人情報保護方針に基づき、優秀運転者顕章表彰以外には使用いたしません。

なお、平成28年度から銅十字章は廃止となりましたのでご了承ください。

記

優秀運転者顕章規程 抜粋

（目的）

第1条 この規定は、人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者に対し、無事故の誇りを持たせ他の模範とするとともに、交通道德の高揚と安全意識向上を図り、社会的に寄与することを目的とする。

第2条、第3条（省略）

（顕章の贈呈基準および受章資格）

第4条 この顕章を贈る基準は、現在運転者であって、運転者であった期間を通算して、次の各号に定める期間無事故であり、かつ無違反であった者とする。

- (1) 金十字章 満20年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として15年以上とする。）
- (2) 銀十字章 満10年（ただし、そのうちトラック運送事業の運転者として7年以上とする。）

2 前項の無事故であり、かつ無違反であった者とは、次の各号に定める者以外の者とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とする。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物件事故で損害額1万円をこえる事故を起こした者

(3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者

第5条～第11条（省略）

※注意事項

- ・無事故、無違反期間は、平成30年5月末日より遡及して記入して下さい。
- ・同種類の重複表彰はできません。従って、過去に受賞された方は、必ず備考欄に明記（例：○年○章）して下さい。
- ・自動車安全運転センターの証明書は必要ありません。

※提出期限 平成30年7月31日（火）まで

**※顕章（表彰状）は、今年度12月また1月頃に贈呈の予定です。
受賞者については、情報誌にて会社名、氏名を公表します。**